

庁名 大阪地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	20円	10円				
民事訴訟 行政事件 訴訟	通常訴訟	8				10	5	5	10	10	6150円	6,000円(※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。) 相手方1名増えるごとに2,000円追加	相手方が1名増すごとに2,440円を追加(内訳)500円4枚 110円4枚 ※1 現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大阪地裁出納第1課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
民事調停	民事調停					4		4	4	4	760円		相手方が1名増えるごとに、190円分の郵便切手を追加(内訳:110円1枚 50円1枚 20円1枚 10円1枚)	
民事執行	担保不動産競売申立て(本庁・堺支部)										0円	900,000円	売却単位又は評価額が1億円を超えるごとに追加	
	担保不動産競売申立て(岸和田支部)	20				30	30	30	30	30	18700円	900,000円	予納金は、売却単位又は評価額が1億円を超えるごとに追加を検討する。	
	強制競売申立て(本庁・堺支部)										0円	900,000円	売却単位又は評価額が1億円を超えるごとに追加	
	担保不動産収益執行申立て(本庁・堺支部)										0円		事案ごと	
	形式的競売申立て(本庁・堺支部)										0円	900,000円	売却単位又は評価額が1億円を超えるごとに追加	
	自動車競売申立て(本庁・堺支部)										0円	100,000円		
	強制競売申立て 担保不動産収益執行申立て 形式的競売申立て(岸和田支部)	20					30	30	30	30	30	18700円	900,000円	予納金は、売却単位又は評価額が1億円を超えるごとに追加を検討する。
	自動車競売申立て(岸和田支部)	20					30	30	30	30	30	18700円	100,000円	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考		
		500円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	20円	10円					
民事執行	債務名義に基づく債権差押え	4	1		2	5		1				3260円		第三債務者に陳述催告の申立てをする場合。第三債務者が1名増すごとに「1,290円,460円,110円」を「各1組」(1,860円分)増やす	
	養育費等に基づく債権差押え	4	1		2	5		1				3260円		上に同じ	
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	4	1		2	5		1				3260円		上に同じ。但し債務者と所有者が違うときは「1,290円」を1組増やす。	
	財産開示	10						25	5	20	10	8250円	8000円(※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※岸和田支部は電子納付不可	
	情報取得(預貯金)(本庁・堺支部)											0円	5,000円	第三者が1名増えるごとに4,000円追加。	
	情報取得(預貯金)(岸和田支部)	4						8	4	3	5	3110円	第三者の数×2,000円	第三者が1名増えるごとに、500円、100円、50円、20円、10円の各切手を2枚ずつ(計1,360円)追加	
	情報取得(給与)(本庁・堺支部)											0円	6,000円	第三者が1名増えるごとに2,000円追加。	
	情報取得(給与)(岸和田支部)	8						10	11	10	10	21	7110円	0円	第三者が1名増えるごとに、1,250円分(500円×2,100円×1,50円×2,20円×2,10円×1)ずつ追加
	情報取得(不動産)(本庁・堺支部)											0円	6,000円(※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)		
	情報取得(不動産)(岸和田支部)	8						10	11	10	10	21	7110円	0円	
	間接強制・代替執行	10							10	8		20	6600円		債務者が1名増すごとに1220円分を2組追加 ただし、申立書・書証等の分量により追加が必要な場合があります。
	動産執行												0円	30,000円	場所1か所増すごとに10,000円追加
	不動産引渡(明渡)執行												0円	60,000円	物件1個増すごとに40,000円追加

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合 計額	予納金	備考
		500円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	20円	10円			
保全	債権仮差押	5				5		2	3		3210円		債務者が1名増すごとに1220円分、第三債務者が1名増すごとに「1290円+590円+110円(1990円分)」を各1組追加 ただし、陳述催告がない場合は第三債務者1名につき「590円+110円(700円分)」が不要
	不動産仮差押	4				3		2	2		2470円		債務者が1名増すごとに1220円分、登記所が1か所増すごとに「590円+660円(1250円分)」を各1組追加 また、滞差があれば滞差庁ごとに「110円」を追加
	自動車仮差押	4				3		2	2		2470円		債務者が1名増すごとに1220円分、登録所が1か所増すごとに「590円+660円(1250円分)」を各1組追加
	動産仮差押・仮処分	2				2					1220円		債務者が1名増すごとに1220円分を追加
	不動産仮処分(処分禁止)	4				3		2	2		2470円		債務者が1名増すごとに1220円分、登記所が1か所増すごとに「590円+660円(1250円分)」を各1組追加
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2				2					1220円		債務者が1名増すごとに1220円分を追加
	仮処分(要審事件)	4		4		4	8	4	10	11	4830円		債務者が1名増すごとに410円分を追加
	保全異議・保全取消	8				10	5	5	10	10	6150円		
	起訴命令	2				2					1220円		債務者が1名増すごとに1220円分を追加
間接強制・代替執行	4				4					2440円		債務者が1名増すごとに1220円分を2組追加 ただし、申立書・書証等の分量により追加が必要な場合があります。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	20円	10円				
破産関係	破産													「破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧」とおり
	通常再生	4	10			15	10		15	15	8100円	通常再生予納金基準額表に記載の額		
	個人再生					10				30	1400円	15120円	表は弁護士申立決定正本等郵送の場合の金額。弁護士申立窓口受領の場合郵便切手不要。弁護士申立以外は窓口受領、郵送いずれの場合も2440円(500円×4枚、110円×4枚)加算する。	
	会社更生・特別清算													事件類型によりますので申立前に問い合わせてください。
労働審判	労働審判	4					8	8	8	8	3440円	3,500円(※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※1を参照	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項※)	※代理人を通じた申立てを原則としているため、本人申立ての場合についてはお問合せください。		13,046円 (官報公告費用)	
	代理人申立て		①決定正本等すべてまたは ②決定正本等すべてを窓口で受け取る場合 →110円×(債権者数+2)枚+1,220円分 ③決定正本等すべてを窓口で受け取る場合 →110円×(債権者数+2)枚	※できるだけ枚数が少なくなる内訳を推奨 (例)1,220円 →500円×2枚 110円×2枚		
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項※)	※申立書受理後、個々の事案毎に予納額及び内訳をお伝えします。		(官報公告費用) 招集型:17,049円 非招集型:22,347円 + 債権者数や明渡未了物件数 に応じ、別紙「管財事件の手続費用について」に記載の額	※具体的な予納金額は、事案に応じて増減することがあります。 <u>※堺・岸和田支部については別途お問合せください。</u>
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)			(官報公告費用) 招集型:16,264円 非招集型:21,562円 + 債権者数や明渡未了物件数 に応じ、別紙「管財事件の手続費用について」に記載の額	
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)	7,800円	500円×6枚、110円×20枚、100円×20枚、20円×20枚、10円×20枚	※申立書受理後、個々の事案毎に予納額をお伝えします。	
	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項※)				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	決定正本等郵送の場合 1,400円、窓口受領の場合 郵便切手不要(弁護士申立以外の場合備考欄のとおり加算)	110円×10枚、10円×30枚	15,120円(官報公告費用)	弁護士申立以外は郵送、窓口受領いずれの場合も2,440円(500円×4枚、110円×4枚)加算する。 <u>※堺・岸和田支部については別途お問合せください。</u>
通常再生	個人 法人		8,100円	500円×4枚 300円×10枚 110円×15枚 100円×10枚 20円×15枚 10円×15枚	通常再生予納金基準額表に記載の額 (官報公告費用はこの予納金から支出)	

通常再生予納金基準額表

負債総額	法人(申立時)	法人(履行監督費用に係る追納金額)	個人(監督委員選任型)
1億円未満	300万円以上	80万円以上	1 再生法人の代表者の申立て 40万円以上(原則、補助者を使用しない) ただし、法人の再生手続の計画案提出前に申立てた場合に限る。 それ以外の場合は、後記2の基準による。また、再生法人の役員や法人の債務の保証をしている者についても債務の内容等を考慮し、同様の取扱いを行う場合がある。 2 その他の個人の場合 (1) 法人代表者、役員(上記1の場合を除く。) 負債額8000万円未満 90万円以上 負債額8000万円以上 120万円以上 負債額 8億円以上 200万円以上 (2) 非事業者(原則、補助者を使用しない。) 負債額8000万円未満 60万円以上 負債額8000万円以上 70万円以上 負債額 8億円以上 130万円以上 (3) 従業員を使用していないか、又は従業員が同居(同一家計)の親族である場合の事業者 100万円以上 (4) ③以外の事業者 法人の場合の予納額の目安(申立時を参照)から100万円を控除した額(負債額1億円未満の場合であれば200万円以上) (注1) 実際の金額は具体的な事案の内容に応じて異なります。 (注2) 対象事件は、個人の通常再生申立事件で、かつ代理人弁護士による申立事件のみとします。 (注3) 負債総額には、住宅ローンの残額及び別除権行使によって回収可能な金額を含みます。 (注4) 原則、補助者を使用しないこととされている類型であっても、補助者を使用した場合には、その費用分が加算されます。
1億円以上 5億円未満	400万円以上	100万円以上	
5億円以上 10億円未満		120万円以上	
10億円以上 20億円未満		150万円以上	
20億円以上 25億円未満		160万円以上	
25億円以上 50億円未満	500万円以上	180万円以上	
50億円以上 100億円未満	600万円以上	200万円以上	
100億円以上 250億円未満	800万円以上	250万円以上	
250億円以上 500億円未満	900万円以上		
500億円以上 1000億円未満	1000万円以上		
1000億円以上	1100万円以上		

管財事件の手続費用について

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年1月1日現在

1 弁護士代理による自己破産（準自己破産を含む。）申立事件

表 1	債権者数	法人の引継予納金 ※1	自然人の引継予納金 ※1
	1人～99人	最低 20万円 ※2	最低 20万円 ※2
	100人～199人	最低 50万円 ※2	最低 30万円 ※2
	200人～	最低 100万円	最低 50万円

+

表 2	債権者数	郵券代替分引継予納金（法人・自然人共通）
	1人～50人	5000円
	51人～60人	6000円
	61人～	10人増加するごとに1000円ずつ追加

+

表 3	法人の裁判所予納金 （官報公告費用分）	自然人の裁判所予納金 （官報公告費用分）
	1万6264円 ※3	1万7049円 ※3

管財人に引継

裁判所に予納

※1 引継予納金の金額は、債権者数、予想される管財業務の内容、財団形成の見込みなどを勘案し、事案の内容に応じて裁判官が個別に判断することになります。表1は、債権者数だけに着目した最低額の基準に関するものであり、明渡費用や訴訟費用等の他の要因によって大幅に増額される場合があります。なお、明渡未了物件がある場合の引継予納金の金額は、平成25年1月以降、表1を表4と読み替えて運用しています（詳細は「はい6民」（第2版）Q27参照）。

【表4】

債権者数	法人の引継予納金			自然人の引継予納金		
	明渡未了物件			明渡未了物件		
	なし	1つ	3つまで	なし	1つ	3つまで
1人～99人	最低 20万円	最低 50万円	最低 100万円	最低 20万円	最低 50万円	最低 100万円
100人～199人	最低 50万円	最低 80万円	最低 100万円	最低 30万円	最低 60万円	最低 100万円

管財人に引継

※2 債権者数が200人未満で事業用の賃借物件がある場合、引継予納金を上記の最低基準額とするためには、明渡し及び原状回復などを申立代理人が行っておく必要があります。また、事案が複雑で換価に6か月以上かかる見込みである等の理由から、債権者数が20

0人未満であっても、債権者200人以上の場合の基準が適用されることがあります。

※3 債権者200人以上又は事案が複雑で換価に6か月以上かかる見込みである事件等については、裁判所予納金（官報公告費用分）が3万円となります。

また、平成23年1月から施行している非招集型（詳細は「はい6民」（第2版）Q44参照）の場合、裁判所予納金（官報公告費用分）は、法人2万1562円、自然人2万2347円となります。

※4 併存型（法人、夫婦等）の場合は次のとおりです。

表1…基本事件分の最低額の基準が表1のとおりとなり、付加事件分は原則として0円です。

表2…基本事件，付加事件ともに表2のとおり必要です。

表3…基本事件，付加事件ともに表3のとおり必要です。

※5 同時廃止事件から管財事件に移行した場合は、同時廃止の予納金（官報公告費用）納付後であれば、表3については差額（4003円）の納付となります。

※6 破産手続開始決定は、引継予納金を申立代理人が保管し、管財人に引き継ぐ準備ができたことを裁判所が確認できた時点以降に行われることになります。

2 本人申立事件（司法書士が申立書を作成した場合を含む。ただし、同廃からの移行事件を除く。）

表	債権者数	法人の裁判所予納金	自然人の裁判所予納金	裁判所に予納
5	債権者数にかかわらず	最低 100万円	最低 50万円	

※7 弁護士代理の申立事件と異なり、郵券代替分及び官報公告費用分はこの中に含まれています。この表の全額を裁判所に納めていただくことになります。

※8 司法書士が申立書を作成した同廃からの移行事件で、裁判官が相当と認めた事案については、表5（全額を裁判所に納付）の額が最低22万2049円となることがあります（ただし、同時廃止係で1万3046円を提出済みの場合、一般管財係に予納する金額は20万9003円です。）。

3 債権者申立事件

表	債権者数	法人の裁判所予納金	自然人の裁判所予納金	裁判所に予納
6	債権者数にかかわらず	最低 100万円	最低 70万円	

※9 弁護士代理の申立事件と異なり、郵券代替分及び官報公告費用分はこの中に含まれています。この表の全額を裁判所に納めていただくことになります。

※10 債権者申立事件の予納金は、破産者の協力を得られにくいことから、事案の難易度に応じて大幅に増額されることがあります。

★ 定められた予納金・引継予納金を準備できない場合、予納命令を経て破産手続開始の申立てが棄却されることがあります（破産法30条1項1号参照）。